

徳島県マスコット「スポーツすだちくん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県マスコット「スポーツすだちくん」(以下「スポーツすだちくん」という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(「スポーツすだちくん」の使用目的)

第2条 「スポーツすだちくん」は、徳島県のスポーツ振興に寄与する事業の啓発のためのマスコットとして使用するものとする。

(使用承認の申請等)

第3条 「スポーツすだちくん」を使用しようとする者は、あらかじめ徳島県マスコット「スポーツすだちくん」使用承認申請書(様式第1号)を「スポーツすだちくん」を管理する徳島県観光スポーツ文化局スポーツ振興課(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- 一 県知事部局、企業局、病院局及び県の行政委員会(以下「県知事部局等」という。)が別紙1に掲げる「スポーツすだちくん」の標準形・展開形の図柄のうちいずれか一つを、デザインを変更、改変することなく印刷物又は県の開設するホームページ等へ使用するとき。
- 二 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- 三 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。

2 前項第一号に掲げる者で「スポーツすだちくん」を使用した者は、速やかに、徳島県マスコット「スポーツすだちくん」使用報告書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第4条 管理者は、前条の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認しなければならない。

- 一 第2条の「スポーツすだちくん」の使用目的に適合しないと認められるとき
- 二 「スポーツすだちくん」を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
- 三 別紙1に掲げる「スポーツすだちくん」の標準形・展開形の図柄からデザインを変更、改変するとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。
- 四 立体物又は販売物であるとき。ただし、著作権者である県に協議し、事前の許諾を得たものは除く。

2 管理者は、必要と認めるときは、申請者の「スポーツすだちくん」の使用に係る事業を所管する課の意見を聞くものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 「スポーツすだちくん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、管理者の指示する使用条件に従うこと。
- 二 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 三 裏返しまたは規格外の展開など応用使用はしないこと。
- 四 原則として、「スポーツすだちくん」に近接して承認番号を明記すること。
- 五 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに管理者に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(承認の取消)

第6条 管理者は、「スポーツすだちくん」の使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「スポーツすだちくん」の使用取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は平成20年12月10日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。